

肉用牛肥育経営安定特別対策事業に係る 理事長が適当と認める事業対象牛について

1 承認申請方法

肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱第6の10の規定に基づき、農畜産業振興機構理事長が適当と認める事業対象牛を承認申請する場合、事業実施計画承認申請書の添付書類として「要綱第6の10の規定に基づく承認申請について」を提出してください。

(1) 飼養方式の基準等

- ① 飼養方式については、詳細がわかる資料を準備すること。
- ② 公的機関等が作成した飼養管理基準、肥育マニュアル等は必ず提出すること。
- ③ 記載した基準重量や肥育期間の根拠資料を準備すること。

(2) 契約生産者等

- ① 個人的な取組は想定していない。
- ② 販売については直近1年間の当該飼養方式による実績頭数を記載するが、販売実績を確認することが出来る書類を準備すること。
- ③ 今後1年間の飼養計画や販売計画を準備すること。
- ④ 契約生産者の飼養頭数や品種等について状況を把握しておくこと。

(3) その他

- ① 当該飼養方式の地域への貢献や位置付けについて、都道府県畜産主務課からの意見をいただきたい。
- ② 当該飼養方式に関する資料については極力収集すること。

2 ヒアリングの実施

理事長が適当と認める事業対象牛の承認申請する場合は、事前に農畜産業振興機構肉用牛肥育経営課に連絡してください。

申請を希望する県団体については、ヒアリングを実施します。